

2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P M C

代表者名 代表取締役 社長執行役員 グループ CEO 武藤 英明

(コード：3276 東証プライム)

問合せ先 取締役 常務執行役員 グループ CFO 屋宮 貴之

(TEL：03-6268-5225)

会 社 名 株式会社 Amsterdam1

代表者名 代表取締役 清塚 徳

会 社 名 株式会社 Amsterdam2

代表者名 代表取締役 清塚 徳

**(訂正) 株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 による
公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 は、本日、別添の「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 Amsterdam1 及び株式会社 Amsterdam2 (公開買付者ら) が、株式会社 J P M C (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026 年 8 月 6 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 Amsterdam1
代表者名 代表取締役 清塚 徳
会 社 名 株式会社 Amsterdam2
代表者名 代表取締役 清塚 徳
(TEL : 03-6206-6838)

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社 Amsterdam1 (以下「Amsterdam1」といいます。) 及び株式会社 Amsterdam2 (以下「Amsterdam2」といいます、Amsterdam1 及び Amsterdam2 を総称して「公開買付者ら」といいます。) は、株式会社 JPMC (株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) プライム市場、証券コード : 3276、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) に対する金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を 2026 年 8 月 4 日から開始しております。

今般、公開買付者らは、公正取引委員会から 2026 年 8 月 4 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を 2026 年 8 月 5 日に受領したことに伴い、2026 年 8 月 4 日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である 2026 年 8 月 4 日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2026 年 8 月 4 日付公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

2026 年 8 月 4 日付本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
(訂正前)

金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)

第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号に関する発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜中略＞

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、（i）公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、（ii）同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は（iii）公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号に関する発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜中略＞

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、公開買付者ら、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者らの現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者らは、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【言語】

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者らに対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。